



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

固定資産税の非課税／商店街の通路／「公共の用に供する道路」該否

地方税法348条2項は、公用、公共用等に供されている固定資産について、その性格、用途に鑑み、例外的に固定資産税を非課税とすべき旨を定めています。今回は、控訴人が所有する商店街の通路について、地裁では、専ら、不特定多数人の用に供されているものと認められるとして、商品が陳列可能な範囲を除いた部分を非課税と判断しましたが、高裁で逆転された事例を紹介します。なお、最高裁で、上告棄却・不受理で確定しています。（平成26年12月1日福岡高裁・原判決変更・一審原告らの請求棄却・TAINSコード：Z999-8405）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

処分行政庁である福岡市中央区長がした、一審原告らが所有する各不動産に係る固定資産税・都市計画税の賦課決定において、非課税とすべき土地（本件各通路）が課税対象とされたとして、一審原告らが、処分行政庁が所属する一審被告に対し、(1)非課税とすべき土地に係る部分の賦課決定処分の取消しを求めるとともに、(2)過納金について、選択的に、①不当利得返還請求権、②瑕疵ある課税処分に基づき納付された固定資産税等の返還金の支払要綱又は③国家賠償法1条1項に基づき、過納金相当額等の支払を求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 道路法において「道路」は、「一般交通の用に供する道」とされ（同法2条1項）、道路の公的機能の確保の観点から様々な制限がされていることに照らし、「公共の用に供する道路」とは、原則として道路法が適用される道路を意味し、所有者において何らの制約も設けず（開放性）、広く不特定多数人の利用に供されている（公共性）ものをいうが、道路法による道路でなくても、それに準ずる土地であって、何らの制約なく一般公衆の利用に供されているものを別異に解する理由はないから、「道路法にいう道路に準ずるもの」と認められるもの（準道路性）を含むと解すべきである。
- 2 道路には、様々な制限が定められていることに照らすと、ある土地が「道路法にいう道路に準ずるもの」と認められるかどうかを判断するに当たっては、当該土地について、私権の行使（所有者としての使用収益）が制限されているか、また、上記のような道路の機能が確保されているか、という点をも斟酌するのが相当である。
- 3 本件各通路（少なくとも原審認定道路部分）は、道路の機能のうち、一般交通を確保するという機能を果たしているといえるものの、現に建物の敷地として利用されているほか、一審原告らによって、いつでも制約され得る状況にあり、実際にも、本件各通路の上空は、一審原告公社によって利用され、本件各通路が何らの制約なく開放されているとはいえず、日照、採光、通風等の環境を確保し、都市機能の維持向上を図るといふ道路の機能を十分に果たしているということも困難である。そして、本件各通路は、本件各建物の敷地として利用されており、一審原告らにおいて、本件各通路を所有資産として使用収益し、利益を享受しているものと認められる。
- 4 以上によれば、本件各通路は、「道路法にいう道路に準ずるもの」と認めることはできない。また、本件各通路については、何らの制約なく一般公衆の利用に供され、公の行政目的が達成されているとはいえず、地方税法348条2項5号が「公共の用に供する道路」について非課税とした趣旨も妥当しないといふべきである。したがって、本件各通路は、「公共の用に供する道路」に該当するとはいえない。
(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判18頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。